

事務連絡  
令和5年12月15日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

御中

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室  
内閣府地方創生推進室  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

低所得者支援及び定額減税を補足する給付に関する新藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
閣議後記者会見資料の送付について

低所得者支援及び定額減税を補足する給付については、「低所得者支援及び定額減税を補足する給付について（令和5年12月14日付事務連絡）」で制度概要等をお示したところですが、本日の閣議後記者会見において、新藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策）から低所得者支援及び定額減税を補足する給付に関する発表がありましたので会見資料を送付いたします。

なお、制度の詳細については後日改めて通知いたしますが、各地方公共団体におかれましては、引き続き、本給付金を活用した支援について、速やかに検討を進めてくださいますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくようお願いいたします。

<関係資料一覧>

別紙 12/15（金）新藤内閣府特命担当大臣（経済財政政策）閣議後記者会見資料

【問合せ先】

（制度の内容について）

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

直通 03-6910-2019

e-mail : [kyuhukin.all.b7s@cas.go.jp](mailto:kyuhukin.all.b7s@cas.go.jp)

※定額減税については所掌外になりますので、誠に  
申し訳ございませんがご回答いたしかねます。

（予算執行に関する内容について）

内閣府地方創生推進室

直通 03-5501-1752

e-mail : [e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp](mailto:e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp)

(デジタルの積極活用に関する内容について)  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
給付支援サービス担当

e-mail : [benefitsaas@digital.go.jp](mailto:benefitsaas@digital.go.jp)

以上

# 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

## 【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、  
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、  
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

## 【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、  
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供  
迅速支給をサポート

## 低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割  
非課税世帯  
【1】

多くの自治体でこの夏以降  
3万円を目安に支援

住民税均等割  
のみ課税世帯  
【2】

新たに非課税等となる世帯  
【3】

## 【3】 令和6年度住民税情報 等をもとに給付

新たに  
住民税非課税  
住民税均等割のみ課税  
となる世帯に、

現在のこれら世帯と  
同水準の  
10万円/世帯を給付

定額減税しきれない  
と見込まれる方  
【4】

## 【4】 令和6年に入手可能な 課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと  
見込まれる方に、

- ・減税額確定(令和7年3月確定申告)  
を待たず、令和6年に入手可能な  
課税情報をもとに、前倒して給付

- ・自治体の事務負担などを踏まえ、  
1万円単位で差額を給付  
※実績が判明し、「減税+給付」が  
不足する場合、追加支給

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

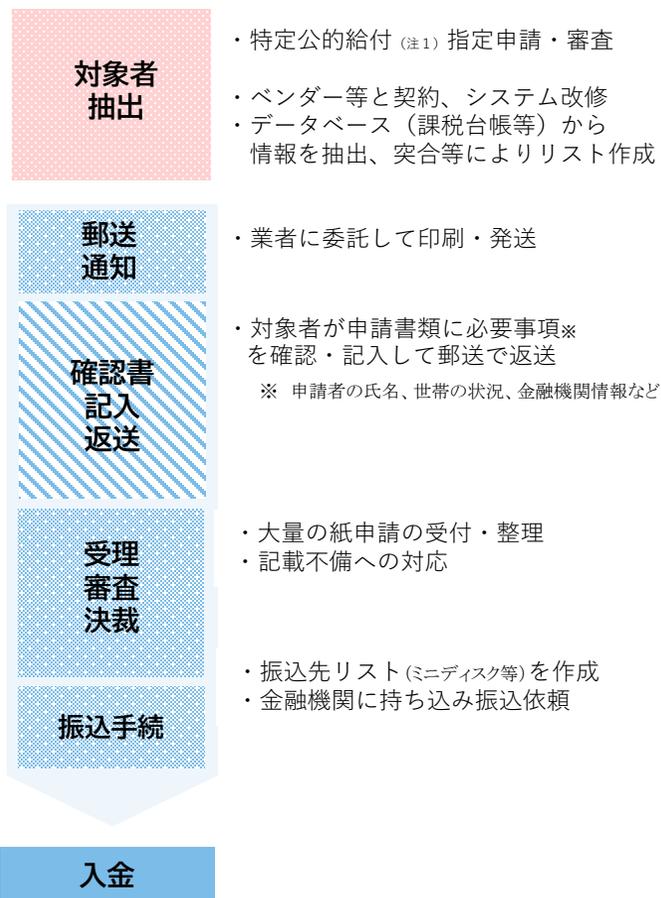
(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

# デジタルの積極的活用による簡素・迅速な給付

- 補正予算に盛り込んだ「7万円給付」（住民税非課税世帯向け）は、迅速な支給に向けて、従前の3万円給付の実績を最大限に活用。前倒しの情報提供、特定公的給付制度（注1）の活用促進に加え、自治体独自のオンライン申請システムや電子クーポン等の活用も推奨。
  - ➔ 約9割の自治体で年内予算化、約290自治体が年内支給開始（予定含む）。年明け以降はさらに支給が進む見込み。
- これに続く給付（重点支援地方交付金により措置）についても、関係機関で連携し、事務負担の軽減と、できる限り迅速な給付を目指す。
  - ・ 自治体から国への各種申請等は可能な限り簡素化。円滑な執行に必要な情報は、検討段階から前倒しで提供。
  - ・ 自治体の選択により、「ファストパス」などの仕組みを設けることを推奨。
  - ・ 給付支援システム、推計所得税額等算定ツールをデジタル庁で開発。自治体の導入・初期費用も支援。

## 現在の一般的な給付の流れ



## デジタルを積極的に活用した新たな給付の流れ



➔ **全自治体分を特定公的給付（注1）に包括指定（告示）**  
※個別の自治体からの申請・審査は不要となる。

➔ **国が提供する推計所得税額等算定ツールの導入**  
 ・ 定額減税と連動した給付の算定に必要な税データを簡易に抽出。これを元に対象者の推計所得税額等を一括算定。  
※自治体のシステム改修不要。リスト作成作業が簡便化。

### ファストパス

➔ **国が提供する給付支援サービスの導入**

- ・ 自治体に対象者リストを予め登録
- ・ 住民はマイナンバーカードで本人確認して申請
- ・ 申請から口座入金まで数日間、デジタルで完結
- ※自治体のシステム改修不要。導入・初期費用は国が支援。審査等の事務処理負担を軽減。
- ・ 令和6年2月半ば運用開始、希望自治体に順次拡大

➔ **自治体独自のオンライン申請システムの活用も推奨**  
 確認書記載のQRコード等を活用し、スマホのアプリやパソコンからオンラインで申請  
※これまでの給付金において、約100団体で自治体独自のオンライン申請システムの活用実績がある。

### スーパーファストパス

➔ **積極的な広報により自らが対象と分かっている方（すでに非課税世帯として給付を受けている世帯に子どもがいる場合など）については、通知を待たずにオンライン申請することも可能**

（注1）指定された給付について、支給判定に必要な他部局・機関の情報の活用が容易になる制度。対象者を予め特定して積極支給可能。現在は各自治体ごとに、申請・審査を経て個別指定。

（注2）給付支援サービスを利用する場合。自治体独自のオンライン申請システムの場合には、申請から一定の手続きまでがデジタル化される。